

告示

埼玉県告示第千六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
八潮中央訪問看護ステーション	所在地	八潮市緑町一―二四―七	八潮市南川崎七二二―一
なごみ診療所	所在地	白岡市野牛一三二八―二―三〇二	白岡市新白岡五―一三―二六 メゾンコジマⅢ三〇二
ハート薬局 草加店	名称	ハート薬局	ハート薬局 草加店

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
嶋村 崇	施術所所在地	神奈川県座間市緑ヶ丘一―一五―一 スウェルパーク一〇三	神奈川県相模原市中央区高根一―一―六 マルイシビル三〇二

竹田 大河		浅子 佳奈	
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称
三 川越市南台三ー一二ー	南大塚駅前接骨院	町一ー三〇〇ー二 さいたま市大宮区大成	はっとりはり・きゆう 接骨院（大成院）
三 ー四一ー〇 ンライトビルーF	たま駅前接骨院	三七〇九ー六 さいたま市西区指扇	はっとりはり・きゆう 接骨院（西大宮院）